

平成十九年五月十八日受領  
答弁第二一六号

内閣衆質一六六第二一六号

平成十九年五月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への日本国憲法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への日本国憲法の適用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

北方四島は我が国固有の領土であり、日本国憲法は北方四島にも施行されていると考えるが、北方四島はロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、政府は、北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府との間で交渉する考えである。